

○我孫子市開札後資格審査方式による公募型競争入札に関する要綱

平成19年4月18日告示第100号

我孫子市開札後資格審査方式による公募型競争入札に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公募型競争入札に係る事務の効率化を図るために実施する開札後資格審査方式に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 開札後資格審査方式を実施する対象は、我孫子市公募型競争入札(建設工事)実施要綱(平成16年告示第16号。以下「建設工事实施要綱」という。)第3条第1項に規定する大規模建設工事以外の建設工事及び我孫子市公募型競争入札(建設工事以外)実施要綱(平成16年告示第17号。以下「建設工事以外実施要綱」という。)の対象とする建設工事以外のもの(以下「建設工事等」という。)とする。

(入札の公告)

第3条 市長は、建設工事等を開札後資格審査方式による公募型競争入札に付すときは、建設工事实施要綱第5条及び建設工事以外実施要綱第5条の規定によりその旨を公告し、及び我孫子市ホームページへの掲載を行うものとする。

(入札の延期等)

第4条 市長は、開札後資格審査方式による公募型競争入札において事故等が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札を延期し、又は中止するものとする。

(落札予定者及び落札者の決定)

第5条 開札後資格審査方式による公募型競争入札は、開札の結果、落札決定を留保した上で、最低の価格を提示した者を落札予定者とし、次条による入札参加者の資格確認の結果、入札参加資格を有すると認めた場合に当該落札予定者を落札者とする。

2 前項の場合において、最低の価格を提示した者が2以上あるときは、落札決定を留保した上で、くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者(以下「次順位者」という。)を決定するものとする。

3 落札予定者について資格確認の結果、当該落札予定者に入札参加資格がないと認めるときは、直ちに次順位の最低の価格を提示した者又は次順位者について入札参加資格の審査を行い、落札者を決定するものとする。

4 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(入札参加者の資格確認)

第6条 開札後資格審査方式による公募型競争入札に係る入札参加資格は、入札案件ごとに前条に定める落札予定者の審査を行い、確認するものとする。

2 前項の確認の結果、入札参加資格が適正であると認めるときは、我孫子市郵便入札実施要領（平成16年総管第566号）第3項第4号の方法により落札者に連絡するとともに、我孫子市ホームページに掲載する。

3 市長は、第1項の確認の結果、入札参加資格がないと認めるときは、建設工事实施要綱第9条第2項及び建設工事以外実施要綱第9条第2項に定める公募型競争入札参加資格確認結果通知書により、当該入札参加者に通知する。

4 第2項の連絡及び前項に定める通知は、原則として開札日の翌日から起算して7日以内に行うものとする。

(入札参加者及び開札結果の公表)

第7条 入札参加者及び開札結果は、速やかに我孫子市ホームページに掲載し公表するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。